

法指令案
何趣聞局等事

會計檢査使通條

常

明治十八年二月

第一局

主任

属

内閣書記官長

書記官

上申案

別紙大抵者何岩手箱申牒盜難金處分件、同部下
戸長及借控等盜難金控、其年度雜収入金或執九
錢等金一旦彙指之更、其年度常用出屋、由不補控完
納せし追て犯人控納金徴、其年度雜収入トシテ上納
セシテ控納金トシテ有之右、事實外余係控納金トシテ
計表トシテ控納金トシテ仰高裁候也

法指令案

甲